公告第1号

斜里町新学校給食センター整備事業に係る事業者の公募型プロポーザル提案について、 募集要領を次のとおり定めたので公告する。

> 令和7年1月8日 斜里町長 山内 浩彰

- 1. 事業内容に関する事項
- (1) 事業名称

斜里町新学校給食センター整備事業

(2) 事業目的

学校給食には、児童生徒の心身の健やかな発達を支えるため、安全・安心な給食を安定的に提供することが必要なことであり、学校給食栄養基準に基づく栄養バランスを確保し、おいしく魅力ある給食を提供することが重要である。また、学校給食には、地産地消の推進や食に関する情報提供など、食を通した地域の連携においても役割を担うことが求められている。

こうした学校給食の役割を適切に果たすためには、各種法令及び基準に適合した学校給食施設が必要となる。斜里町の現状の学校給食施設については、施設・設備等の老朽化が著しい状況や狭隘さに起因する衛生管理基準への課題、米飯給食の提供、食物アレルギーへの対応などの課題がある。学校給食の最大の責務である「安全で安心な給食の提供」を安定的に行うために、施設・設備・衛生管理の環境整備を実施するもの。

(3)事業内容

- ① 建設場所 斜里郡斜里町文光町51番地5
- ② 敷地面積 約2,436㎡ (予定)
- ③ 計画条件
- · 鉄骨造 1,000㎡程度
- ・配送 保育所2所+小学校2校+中学校1校+義務教育学校1校+高校1校(希望者のみ)
- ・最大提供食数 1,100 食程度
- ・年間提供日数 喫食回数 220 回/年 (学校ごとに違いがある行事・休暇等含まないで算出した回数)
- ・提供開始時期 令和9年8月中旬(予定)
- ・主食(米飯設備)有り
 - ※米飯は運営業者に委託するが、運営業者は付近の就労継続支援事業所に再委託すること。
- ・パン、麺、牛乳は別途委託業者で発注後、給食センターへ一括配送 事業者がセンターにて学校別に仕分け後、事業者にて各学校へ配送
- ④ 事業節用 施設整備業務 調理·配送業務 維持管理業務
- ⑤ 総事業費上限 ¥2,658,920,000円-(消費税含む)

- (4) センターに持たせる機能
 - ①学校給食の提供

(5) 基本方針

①安全・安心な給食の提供

献立の充実と、食中毒事故の防止や異物混入がない安全、安心でおいしい給食の実現 を図る。

②衛生管理の徹底

施設整備により、ドライ対応を可能とし、学校給食衛生管理基準を満たし、衛生管理を徹底する。

③食育の推進

各学校と連携し、栄養教諭の配置を有効に活用しながら食育の推進に向けた取組みを 充実させていく。

④地産地消の推進

生鮮野菜等の地場産品の積極的な活用を推進し、地域産業の活性化に寄与する。

⑤効率的な運営及び財政負担の軽減

斜里町の財政負担軽減について、対応策を検討し、効率的かつ実効性のある施設整備及び管理運営を目指すもの。経常的経費等の管理経費についてのコストの節減を図った施設整備とし、併せてランニングコストの縮減を図り、運営についても無駄のないものとする。

(6) 事業方式

本事業の事業者選定方法は公募型プロポーザル方式を採用し、事業者が学校給食センターの設計・施工・調理・配送・維持管理業務を行うものである。(DBO方式)

本公募により提案が採用された事業者は本施設を設計・建設し、建設完了後、令和 9年6月15日までに本施設の所有権を斜里町に取得させる。

建物竣工後、調理業務・配送業務・維持管理業務を実施する。

調理業務及び維持管理業務の事業期間は10年間とする。

(7) 業務範囲

事業者は、本事業に係る次に掲げる業務を行う。

- ①施設整備業務
 - ア) 事前調査業務及び関連業務
 - イ) 各種認可申請等業務及び関連業務
 - ウ) 地質調査業務
 - エ) 設計業務(基本設計 実施設計)及び関連業務
 - オ)建設業務(付帯施設及び外構)及び関連業務
 - カ)解体工事業務(中学校旧校舎)※ダムウェーター設置工事を含む。
 - キ) 厨房調理機器 調達・搬入設置業務
 - ク) 厨房調理備品 調達業務
 - ケ) 食器・食缶等 調達業務
 - コ) 施設備品(事務機等)調達業務
 - サ) 完成検査及び引渡し業務

②調理業務

ア)物資検収時の受け取り、格納、検温、検品業務

- イ) 主食(米飯)及び副食の調理業務(下処理業務を含む)
- ウ) 原材料及び調理後の食品の保存食の採取及び保管業務
- エ) 食物アレルギー対応食調理業務
- 才)配缶等業務
- カ)食器食缶等・厨房調理機器・厨房調理備品の洗浄・消毒保管業務
- キ) 厨芥、残滓等の処理業務
- ク) 施設、設備及び機器の清掃、消毒、安全点検並びに記録業務
- ケ) 使用物品調達管理業務
- コ) 衛生管理業務
- サ) ボイラー運転管理業務(設置する場合のみ)
- シ) その他機器の簡易な点検業務
- ス) 前各号に付帯する業務

③配送業務

- ア) 食器・食缶の配送及び回収業務
- イ) 配送用車両調達業務
- ウ) 配送車の車両日常点検・清掃・維持管理業務

④維持管理業務

- ア) 建築物保守管理業務(修繕業務含む)
- イ) 建築設備保守管理業務(修繕業務含む)
- ウ) 附帯設備保守管理業務(修繕業務含む)
- エ) 外構等保守管理業務(外構の修繕業務を含む)
- オ) 厨房調理機器・厨房調理備品・食器食缶等・施設備品保守管理業務(厨房調理機器の修繕業務、厨房調理備品の修繕・補充業務、食器食缶等の修繕・補充業務、施設備品の修繕業務を含む)
- 力) 防鼠害虫等検査駆除業務
- キ) 施設警備業務
- ク) 消防用設備等点検業務
- ケ) 自家用電気工作物保安管理業務
- コ)除害施設管理業務(油分離槽洗浄清掃、濾過槽・スクリーンバケット洗浄清掃、油吸着剤交換、汚泥等運搬・処分) (設置する場合のみ)
- サ)ボイラー保守点検業務(設置する場合のみ)
- シ)塩素滅菌装置保守点検業務(設置する場合のみ)
- ス) 冷凍冷蔵庫保守点検業務
- セ) 自動ドア保守点検業務
- ソ)油分離槽水質検査業務
- タ) LPG強制気化装置保守点検業務(設置する場合のみ)
- チ) 高所清掃業務
- ツ) 排水管等洗浄業務
- テ) 施設清掃業務
- ト) 受水槽・高架水槽・ホットウエルタンク清掃業務(設置する場合のみ)
- ナ) 地下重油タンク清掃・圧力試験業務(設置する場合のみ)
- ニ)ボイラーばい煙量等測定業務(ボイラーがある場合のみ)
- ヌ) 電気料、上下水道料、ガス、重油等の施設運営に係る光熱水費負担業務(斜 里町職員用を含む)
- ネ) その他維持管理に必要な関連業務

(8) 本事業に関する斜里町からの事業者への支払い

事業者が実施する本事業に要する費用の支払いについて、施設整備業務については継続事業とし、令和8年度末時点での建設費の出来高相当分を部分払いすることとする。 その後、建設事業及び解体撤去事業が終了後、残額を支払うこととする。

設計については、設計業務完了後に引渡しを行い、業務委託料を支払う。

調理業務・配送業務・維持管理業務は月均等払いとし、令和19年3月までの10年間の事業・業務契約を締結する。ただし、学校数の減少、児童生徒数の減少等により当初想定していた調理食数等に大幅な変更があった場合は、管理運営費について、協議の上契約変更する場合がある。※調理・配送業務を令和9年4月からの契約とし、新給食センターが完成するまでの間、現在稼働している給食センターを使用し調理・配送業務を行うこととする。詳細については町と協議し決定することとする。

(9) 法令等の遵守

本事業を実施するに際しては、次に掲げる法令等を遵守すること。また、関連する各種の要綱・基準等についても最新のものを参照し遵守すること。

ア:法令

- ①地方自治法(昭和22年法律第67号)
- ②建築基準法(昭和25年法律第201号)
- ③都市計画法(昭和43年法律第100号)
- ④消防法(昭和23年法律第86号)
- ⑤水道法(昭和32年法律第79号)
- ⑥下水道法(昭和33年法律第79号)
- ⑦水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)
- (8)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- ⑨建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)
- ⑩大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)
- ①騒音規制法(昭和43年法律第98号)
- 迎振動規制法(昭和51年法律第64号)
- ③エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)
- (4)学校教育法(昭和22年法律第26号)
- ⑤学校保健法(昭和33年法律第56号)
- (B)学校給食法(昭和29年法律第160号)
- ①食品衛生法(昭和22年法律第233号)
- ⑱食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)
- (19)食育基本法(平成17年6月17日法律第63号)
- ②労働基準法(昭和22年4月7日法律第49号)
- @道路交通法(昭和35年6月25日法律第105号)
- ②土壤汚染対策法(平成14年5月29日法律第53号)

その他の関連法令

イ:要綱及び各種基準

- ①学校環境衛生基準(文部科学省平成21年4月1日制定)
- ②学校給食衛生管理基準(文部科学省平成21年4月1日制定)
- ③大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日厚生省衛食第85号)

ウ:その他の関連法令

記載している各種法令(当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む)を 遵守すると共に関連する要綱・基準(最新版)についても、適宜参照すること。

なお、記載のない各法令等についても、必要に応じ適宜参照すること。

2. 事業者の募集及び選定に関する事項

(1)募集する内容

事業者から次の項目について提案を募集する。

- ①施設整備業務の計画案
- ②調理業務の計画案
- ③維持管理業務の計画案
- (2)事業者の選定に係る基本的な考え方

設計・建設・調理業務・維持管理等の各面と、費用対効果・利便性を総合的に評価 して事業者の選定を行う必要があることから、公募型プロポーザル方式により事業者 の選定を行う。

(3)優先交渉権者の決定

斜里町が設置する「斜里町新学校給食センター整備事業公募型プロポーザル審査委員会」で、優先交渉権者を決定する。

(4)事業者の選定

優先交渉権者決定後、事業内容について斜里町と協議を行い、事業契約の仮契約を締結する。なお当該仮契約のうち「施設整備業務に係る工事請負費に関するもの」については、斜里町議会の議決を得て本契約となるものである。

3. 事業者の募集及び選定の手順

事業者の募集及び選定のスケジュールは、次に掲げるとおりとする。 但し、当該スケジュールは今後手続きの進捗に応じ具体的に定める。 ※書類提出及び問い合わせ先は、5.(1)による。十、日除く9:00~16:45迄

スケジュール (予定)	内 容
令和7年1月8日(水)	募集要項 要求水準書の公告
令和7年1月9日(木)~17日(金)	プロポーザル参加申込及び資格申請書受付
令和7年1月23日(木)	プロポーザル参加資格審査結果通知
令和7年1月24日(金)~27日(月)	募集要項・要求水準書に関する質問受付期間
令和7年2月3日(月)	質問に対する回答
令和7年2月4日(火)~14日(金)	提案書類の受付期間
令和7年2月下旬~3月上旬	提案書類に関するプレゼンテーション
令和7年3月上旬	審査委員会
令和7年3月上旬~中旬	審査結果通知
令和7年4月上旬	仮契約の締結

4. 応募者の主要参加要件

(1) 応募資格

①プロポーザル参加者の構成

プロポーザル参加者は以下により参加グループを構成するものとする。

- ・調理、配送、維持管理業務運営企業(以下「運営企業」という)
- ・本施設を建設する企業(以下「建設企業」という)
- ・本施設を設計監理する企業(以下「設計企業」という)

- ・本施設の厨房調理機器・厨房調理備品を調達・搬入設置する企業 (以下「厨房調理機器企業)という
- ②代表企業の選定

運営企業を代表企業とすること。

③複数参加の禁止

構成企業は他の参加グループの構成企業になることはできないものとする。

④参加資格の詳細

プロポーザル募集要項を参照すること。

(2) 留意事項

- ①提案に関し必要な費用は、提案者の負担とする。
- ②応募者は1つの提案しかできない。
- ③提案に際して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は円を使用することとする。
- ④提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とする。
- ⑤提案書に記載した予定設計者及び施工管理者は、原則として変更できない。 但し、やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の資格と経験を有 する技術者をもって充てるものとし、あらかじめ斜里町の承諾を得ること。
- ⑥提案書は返却しない。なお、提案書は提出者に無断で使用しない。

5. 手続き等

(1) 担当部局 斜里町学校給食センター

住 所:北海道斜里郡斜里町文光町29番地2

TEL: 0152-23-2548 FAX: 0152-23-4951

E-mail: shk.kvuusvoku@town.shari.hokkaido.jp

(2)配布資料

- ①プロポーザル募集要項
- ②プロポーザル要求水準書
- ③添付資料

別紙1 敷地図

別紙2 リスク分担表

別紙3 修繕及び更新区分

別紙4 地質調査柱状図(予定地付近の参考データ)

別紙5 献立表(令和6年1月から12月)

別紙6 学校給食における食物アレルギー対応の手引き

別紙7 配送先分布図

別紙8 堆肥化装置参考資料

別紙9 配送先施設図面

別紙10 斜里中学校改築工事竣工図(既存中学校図面、解体範囲図示)

別紙11 アスベスト調査報告書

別紙12 既存調理機器リスト (既存給食センターから移設する機器)

別紙13 既存給食車両資料